

平成 26 年 5 月 23 日

会員各位

北海道診療情報管理研究会  
会長 中村 博彦

### 北海道診療情報管理研究会の NPO 法人化について

平成 26 年度総会において、議題としております『北海道診療情報管理研究会 NPO 法人（特定非営利活動法人）移行について』（第 7 号議案）につきまして、簡単ではありますがその概要についてご説明申し上げます。

当研究会は、北海道における診療録管理（診療情報管理）の発展および従事者の資質向上を目的に、昭和 58 年 4 月に発足いたしました。その後、会員の皆様のご協力のもと 30 年間にわたり活動を続け、本年 3 月までに 140 回余りの学術集会を開催するに至りました。

この歴史と活動の内容は、診療情報管理の分野において草分け的な任意団体として、全国的にも高く評価されてまいりました。さらに、本年 4 月、日本診療情報管理学会より診療情報管理士指導者研修ポイントの付与団体として、第 1 号の認定を受けた次第です。

このような実績を重ねる中で、前会長であられた故秦温信先生（元札幌社会保険総合病院病院長）が特に強調されていた「当研究会の更なる発展と公共性を維持するためには、是非とも NPO 法人化が必要である」というご遺志を実現するため、現役員で前向きに検討を重ねてまいりました。この度、これらの準備が整い、会員の皆様にその主旨をご説明できる運びとなりました。以下に、その内容を記しましたので、是非ともご賛同願えれば幸いです。

### 記

1. NPO 法人の事業内容は、現在の研究会の事業内容を基本とし、研修会・セミナー等を通じ診療情報管理に関する資質向上を図る事業を行うものとする。
2. NPO 法人設立により、研究会の現会員は NPO 法人の社員に移行する。NPO 法人は、社員に対し、事業に参加する機会を引き続き提供する。
3. NPO 法人の設立に際しては、現在の研究会の残余財産を全て NPO 法人に移行し、NPO 法人の事業資金として活用する。
4. NPO 法人の設立手続き及び設立後の運営は、研究会の現役員に今期総会にて承認された新役員を加えたメンバーが中心となっていく。なお、NPO 法人の役員(理事長・副理事長・理事・監事)には、このメンバーが就任する。

5. NPO 法人の設立手続については、今期総会の承認後、所轄庁である札幌市に対し『設立の認証申請』を行う。申請が順調に進めば、今年 10 月頃には札幌市から設立認証を得て正式に NPO 法人として設立登記できる予定です。
6. 今年度は、移行前は研究会として事業を行い、移行後は NPO 法人として事業を継続する。経理面では移行時に研究会として最後の決算を行い、残金等を NPO 法人に引き継ぐ。研究会としての最後の決算は、来年（平成 27 年）6 月頃に開催予定の（NPO 法人）総会にてご報告する。

以上でございます。